

千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例第16条第1項の規定による協力に関する規則 (案)の概要

1 趣旨

令和4年1月に施行された「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」について、「罰則の追加を含めた事業者や飲食店業者への対策強化」等を盛り込んだ一部改正が、令和4年12月27日に公布された。同条例では、事業者や飲食店業者への通知等の事務を遂行するために必要な情報の提供その他の協力について必要な事項は公安委員会規則で定めることとされているため、新たに規則を制定するものである。

2 制定内容

(1) 趣旨

この規則は、千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例（令和3年千葉県条例第55号。以下「条例」という。）第16条第2項の規定により、同条第1項の規定による公安委員会の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

(2) 協力

公安委員会は、条例の施行に必要な限度において、条例第16条第1項の規定による協力を行うものとする。

(3) 条例第16条第1項の規定により提供する知事が条例第13条第1項及び第14条第1項の規定による通知を行う上で必要となる情報は、次に掲げる情報とする。

- ア 違反者・事業者・飲食店業者の氏名及び住所
- イ 違反に係る車両の自動車登録番号等
- ウ 違反又は事故の種別
- エ 違反に係る日時及び場所
- オ 違反に係る飲酒をした飲食店の名称及び所在地